北秋田市 ＪＤＫ-ＧＡＰ設置要綱

 （趣旨）

第１条　この要綱は、本市における若い世代である高校生によるまちづくりへの参画が脆弱であり、進学・就職を機に若い世代が転出していることが人口減少の大きな要因であることを鑑み、若い世代が自ら企画したまちづくりや地域の魅力を情報発信するなど、彼ら自身が住みたいと思えるまちづくりを実践することを通じ、若い世代の積極的な市政参加を促すと共に、若い世代の定住促進につなげることを目的として、地域の魅力を活性化するためのグローカル・アクチベーション・プロジェクトチームの設置及び運営を実施することとし、必要な事項を定める。

（設置）

第２条　地域の活性化及び若者の定住化を促すため、若者や、観光客（外国人観光客を含む）からも魅力的で活力のある北秋田市を創造するため、女子・男子高校生（ＪＤＫ）が自ら、新たな視点や感性による、まちづくり・情報発信を行うグローカル・アクチベーション・プロジェクトチーム（以下ＧＡＰという。）を設置する。

（活動内容）

第３条　ＧＡＰは、自らが取り組むまちづくり活動において、高校生ならではの自由な発想と行動力、また同世代間のネットワークを用いながら、行政及び各種団体との連携を深めながら、実践的なまちづくり活動ができる。

　２　ＧＡＰは、まちづくりに関し、関連組織への参加と提言ができる。

（要件及び委嘱）

第４条　チーム員は、次の各号を満たす者のうちから市長が委嘱する。

1. 北秋田市在住の高校生、もしくは北秋田市内の高校に在籍している高校生であること。
2. 北秋田市のまちづくり、にぎわいづくりに関心を持ち、熱意をもって取り組めること。
3. 上記取り組みへの参加について、保護者の同意を得られること。

２　チーム員の委嘱を希望する者は、北秋田市ＪＤＫ－ＧＡＰチーム員委嘱申出書（様式第1号）により、市長に対して申出を行わなければならない。

（任期）

第５条　チーム員の任期は、１年以内とする。ただし、再任を妨げない。ただし、在籍する高等学校を卒業する日までとする。

（辞任の申出）

第６条　チーム員は、在任中であってもチーム員としてのまちづくり活動が困難となった場合には、北秋田市ＪＤＫ－ＧＡＰチーム員辞任申出書（様式第2号）により、市長へ辞任の申出ができる。

（委嘱の取り消し）

第７条　前条の申し出を受理したときは、市長は委嘱を解くものとする。

　２　その他市長が必要と認めた場合は、チーム員としての委嘱を取消すことができる。

（報酬等）

第８条　チーム員は、原則無報酬とし、費用弁償を行わない。

（情報提供）

第９条　市長は、チーム員に対して、市民協働による魅力発信及びまちづくり活動を円滑に推進するため、本市の事業等に関する各種関連情報を提供することができる。

（物品等の返還）

第10条　本事業の実施にあたって、チーム員に貸与した物品等について、チーム員は任期を終えた場合または委嘱の取消しがあった場合においては、速やかに返還しなければならない。

（庶務）

第11条　ＧＡＰの庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、ＧＡＰの運営に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成３０年７月３日から施行する。

※　グローカル（Glocal）とは

グローバル（Global：地球規模の、世界規模の）とローカル（Local：地方の、地域的な）を掛け合わせた造語で、「地球規模の視野で考え、地域視点で行動する（Think globally, act locally）」という考え方です。

　ここでは、インターネットなどのＩｃＴを活用し、他地域から見た北秋田市の魅力（観光・サービス情報）の向上と発掘、世界規模での情報発信を目指しています。